

# 博多南駅前ビル 3階ワークスペース

## 「博多南しごと荘」ドロップイン利用規約

(適用および定義)

### 第1条

1 本規約は、博多南駅前ビル3階ワークスペース「博多南しごと荘」(以下しごと荘)の「共用部」におけるドロップインサービスの利用について定めるものです。本規約に反する場合、当施設を利用できません。

2 共用部は「ミーティングエリア」「新幹線座席エリア」、「長机エリア」、「湯沸室」からなり、しごと荘入居者、ドロップイン利用者が利用できます。

### ○ワークスペースの定義



(施設目的)

第2条 当施設は、那珂川市、特に博多南エリアの環境を活かした事業の実施や展開を促す場を目指しています。また、リモートワークやフリーランス等、既存の枠にとらわれない多様な働き方を促す各種サービス、イベントを開催します。

(利用時間)

第3条 ドロップインの利用時間は、10時00分から19時00分とします。

(利用料金)

第4条 料金は、4時間1,000円とします。

(共用部の利用の条件)

第5条 共用部への入退室はカードキーにより行ってください。カードキーは、利用時にお渡しするものとし、退室時にご返却いただきます。紛失した場合は再発行手数料として、20,000円を申し受けます。

- 1 利用者は共用部を作業等で使用することができます。物販やサービスの提供などをご遠慮ください。また、多様な人々が共同で利用する場ですので、モラルやマナーに配慮し、利用者に迷惑をかけないように、お互いに利用しやすい環境づくりを心掛けてください。特にドロップインサービスの範囲外での利用はご遠慮いただき、終了後は速やかに退室をお願いいたします。
- 2 利用する席以外の共用部に荷物を置くこと、席取り等の行為は禁止いたします。
- 3 使用後は、机やイス等の備品は元に戻し、ゴミなどを適切に処分してください。使用に伴い汚れた場合は、各自清掃をお願いいたします。
- 4 湯沸室は、カップやグラス等の洗浄程度に利用ください。また、食べ残しや生ごみなどは各自処分し、一切放置しないでください。また、湯沸室に各自の私物(洗剤、洗浄に関する道具、洗面道具等)などを置くことは禁止いたします。

- 5 共用部ではWi-Fiを利用できます。ただし、当施設のネットワーク回線を使用した違法行為および、年齢制限等のあるWEBサイトへのアクセス、個人的な趣味・趣向等による大容量ファイルのダウンロードは禁止いたします。(Wi-Fiパスワードは掲示板に掲示しています)
- 6 施設内のロッカーは、しごと荘入居者のみご利用いただけます。ドロップインサービスの利用者は原則利用ができません。
- 7 共用部の照明および空調の管理については、施設管理・運営者が行います。

(会議室の利用の条件)

第6条 入居者のみ、共同で使用する会議室を利用できます。ドロップインサービスの利用者は原則利用ができません。

(サービスについて)

第7条 利用者は以下の施設設備及びサービスについてご利用いただけます。

<駐車場>

(1) 利用者用の駐車場はありません。近隣の月極駐車場やコインパーキング等を利用してください。

<自転車>

(2) 本施設内に自転車を持ち込むことはできません。隣接する駐輪場等をご利用ください。

(その他の利用上の条件)

第8条 その他の利用上に関する条件は以下のとおりです。

<来客等の対応>

(1) 共用部での来客者対応は、ドロップイン利用者は原則できません。

<掃除>

(2) 利用した場所は、元あったとおりに戻しゴミは各自持ち帰ってください。

<飲食行為>

(3) 共用部および専用部内の飲食は、できるだけ他の入居者や利用者の作業の妨げにならないように注意してください。(匂いの強いものはご遠慮ください)

<喫煙>

(4) 本施設内は全エリア禁煙です。喫煙は所定の場所で行ってください。

<施設設備の原状回復>

(5) 利用者が故意または偶発的に当施設および設備に何らかの損傷をもたらした場合、原状回復にかかる費用のすべてを負担し、現状復帰させてください。

(禁止事項)

第9条 次の全てに関する行為を行うこと禁止します。また、禁止行為を行う、もしくは第三者による施設内でのその行為に協力したと施設管理・運営者がみなした利用者は利用停止の対象となります。

<業務以外での使用>

(1) 本施設内に宿泊すること。また、私生活を感じさせる行為をすること。

<掲示・配布>

(2) 施設管理・運営者の許可を得ずにチラシやビラを掲示・配布し、告知行為をすること。また、施設管理・運営者の指定する場所以外に社名、商号、看板広告その他の表示をすること。

<騒音・振動・臭い>

(3) 他の入居者やほかの利用者の迷惑や作業を妨げるほどの声や音を出し、振動を起し、悪臭や異臭を放つこと。

<勧誘・強要等>

(4) 宗教の教義を広める儀式行事を行い、または信者を教化育成する活動を行うと。

(5) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対する活動を行うこと。

(6) ネットワークビジネス等、第三者が不快になる営業・勧誘を行うこと。

<その他>

(7) 公序良俗に反する行為。

(8) 衛生上有害な、もしくは危険な行為、または近隣の迷惑、妨害となるような営業その他の行為。

(9) 動物等を持ち込む行為。

(10) セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント行為。

(11) 反社会的、暴力的、猟奇的な行為もしくはそれらの情報を発信する行為。

(12) 危険物及び重量物を持ち込む行為。

(13) その他、当施設の運営を妨害する、またはその恐れがある行為、当施設を使用するにあたって施設管理・運営者が不適切と判断する行為。

(災害対策、災害時の協力)

第 10 条 災害発生時またはその恐れがあるとき、災害対策の為に必要と認められる時は、利用者も含め施設全体が協力する体勢をとりますので、ご協力ください。

(免責事項)

第 11 条 施設管理・運営者の債務不履行責任は、施設管理・運営者の故意または重過失によらない場合には免責されるものとします。

(1) 施設管理・運営者は、入居者と他の入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

(2) 施設管理・運営者は、当施設内における入居者の所持物品の紛失、破損等に一切の責任を負いません。

この規則は、令和2年7月1日に作成されたものです。

この規則は、予告なく改定する場合があります。その場合は入居者に周知いたします。

那珂川市（施設管理・運営者）

